各 位

暫8マニュアルの改訂について(お知らせ)

平素は税関行政に対しご理解とご協力を賜りありがとうございます。

このたび、暫8マニュアルが一部改訂され、税関ホームページに掲載されることとなりました。改訂された主な内容は次ページ以降に掲載しておりますが、これらはホームページ掲載(※)以降の輸出入申告から適用可能です。

不明な点は税関までお問い合わせください。

※ 平成 26 年 6 月 13 日(金) 午前 10 時掲載予定

問合せ先

大阪税関業務部通関総括第 3 部門 Tel 06-6576-3316、3317

加工再輸入減税マニュアル改訂のポイント(2014年6月)

※各項目の"→"で、マニュアルの改訂箇所を記載しています。

1. 提出書類等関係

(1)加工・組立てを証する書類

加工・組立てを証する書類として認められる契約書等の必要記載事項を明示するとともに、そのような記載事項が確認できる場合は契約書以外の注文書等でも認められること及び契約書等はPDFをプリントアウトしたものでもよい旨を明記した。

- → II 《輸出通関手続関係》 4. (契約書等) (p17)
- \rightarrow V $\langle Q \& A \rangle$ NO. 13 (p123)

(2)AEO簡素化措置

昨年9月に導入したAEO簡素化措置について説明を追加。また輸入申告の際に、A EO簡素化措置利用の旨の意思表示の方法(輸入申告の記事欄に入力)を記載した。

- →Ⅲ《輸入通関手続関係》 19. (AEO輸入者又はAEO通関業者が行う輸入手続の特例) (p 41)
- $\rightarrow V (Q \& A) N0.68 \sim N0.70 (p144-p145)$

(3)生地見本の提出

生地見本の提出が困難な場合の例を示した上、そのような場合には、写真や生地 規格書等その他の方法でも差し支えない旨を明記した。また、リバーシブル製品の生 地見本の提出については、どちらか一方の生地見本の提出でよい旨を明記した。

 \rightarrow V $\langle\!\langle Q \& A \rangle\!\rangle$ NO. 22 (p126), NO. 23 (p127)

2. 減税計算関係

(1)契約数量による減税計算方法の追加

用尺による減税計算方法に加え、契約数量による減税計算方法を追加。契約数量による計算方法専用の減税計算書の様式や計算例も追加。

- →III 《輸入通関手続関係》 4. (減税計算書) (p21, p25-p26) 、
- 5. (附属書)(2)(p28-p31)、10. (マスターパターンのマーキング仕様書)(1)(p35)
- \rightarrow IV《具体的な記載方法及び減税計算》 7. 及び7-2. (契約数量による減税計算方法) (p106-p114)
- \rightarrow V $\langle\!\langle Q \& A \rangle\!\rangle$ NO. 36 (p131-p132)
- →VI 《税関様式》減税計算書(p156)

(2)複数スタイルをまとめて減税計算する方法の追加

スタイルは異なるが同一税番に分類される製品であれば、一定の要件の下、複数のスタイルを一括して減税計算することができることとした。計算例も追加。

- →III《輸入通関手続関係》 4. (減税計算書)(1)(p21)、5. (附属書)(p27-p31)
- →IV《具体的な記載方法及び減税計算》 8. (契約数量による減税計算方法(複数スタイルを一括して計算する場合) (p115-p117)
- \rightarrow V $\langle Q \& A \rangle$ NO. 28 (p129)

(3)関税評価上の取扱い

輸入数量が契約数量よりオーバー、ショートした場合の評価加算の取扱い等を明記した。

- →III《輸入通関手続関係》 4. (減税計算書) (p23-p24, p26)、
 - 17. (製品の課税価格) (2) (p38-p40)
- \rightarrow V $\langle\!\langle Q \& A \rangle\!\rangle$ NO. 44 \sim NO. 51 (p134-p137)

3. その他

(1)輸出未完了で輸入が始まる場合の事後審査扱いの輸入申告の取扱い

事後審査扱いとなった輸入申告について、課税上支障のない場合には、輸出完了後の輸入申告で減税額や課税価格の調整をすることも可能とした。

- →Ⅲ《輸入通関手続関係》 15. (事後審査扱い)(2)③(p37-p38)
- →IV 《具体的な記載方法及び減税計算》 4. C (3) (最終の輸入で調整を行う方法) (p71-p72)
- (2)輸出原材料の同一契約者間・別契約への転用の取扱い

疎明資料により契約変更を確認できる場合には、輸出された原材料の転用を可能 とした。

- \rightarrow V $\langle Q \& A \rangle$ NO. 3 (p118-p119)
- (3)ストック取引の取扱い

継続して原材料を輸出するストック取引に関し、輸出の時点で、全体の輸出予定、 輸入時期、製造数量、価格等を示した年間計画の提出は必要ない旨を明記した。

 \rightarrow V $\langle Q \& A \rangle$ NO. 64 (p142)

(4)その他

その他、具体的な減税計算の例について原材料を無償提供しているケースに変更する等、所要の修正を行っている。

(以上)